

## 8-1 さやいんげん [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さやいんげん(ハウス)は道央以南で作付けされ、作型は半促成(ハウス・マルチ)、抑制(ハウス・マルチ)である。品種はつるありタイプの「平莢尺5寸」「マンズナル」、つるなしタイプの「スノークroppネリナ」「フレーバー10」「平莢新緑」などである。なお、ささげは本来さやいんげんとは別の作物であるが、北海道では、「さやいんげん」を「ささげ」と称する場合があるので、この通称「ささげ」も下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は4 kgN/10aである。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合にはとうもろこし・麦類などの作物を無肥料で栽培し、必要に応じ搬出する。  
土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化を図る。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性の改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作、近紫外線カットフィルムや防虫ネットの利用、マルチ栽培の実施および対抗植物の利用で病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策ではマルチ栽培や手取り除草を導入する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料(窒素成分量)の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵(天敵昆虫、微生物農薬(生きているもの。死菌は除く。))であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 8-2 さやいんげん [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さやいんげん（露地）は道北部の上川盆地、道東の北見・十勝の沖積および段丘地、道央以南で栽培され、作型は露地早熟（トンネル・マルチ）、露地直はん（マルチ）である。品種はつるなしタイプの「平莢新緑」「フレーバー10」「スノークロツプネリナ」、つるありタイプの「マンズナル」「平莢尺5寸」などである。なお、ささげは本来さやいんげんとは別の作物であるが、北海道では、「さやいんげん」を「ささげ」と称する場合があるので、この通称「ささげ」も下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は、つるありで9 kgN/10a、つるなしで7 kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作、べたがけ被覆やマルチ栽培の実施および対抗植物の利用で病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策ではマルチ栽培や機械および手取り除草を導入する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 9-1 さやえんどう [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さやえんどう（ハウス）は道央以南で作付けされ、作型は春まき（ハウス・マルチ）と夏まき（雨よけ・抑制）である。品種は「30日絹莢」「白花砂糖」「美笹」などである。また、スナックえんどうも下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は4 kgN/10a、分施は2 kgN/10aであり収穫始めに施用する。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類非集積型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合にはとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作、近紫外線カットフィルムや防虫ネットの利用、光反射性マルチ栽培の実施で病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策ではマルチ栽培や手取り除草を導入する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 9-2 さやえんどう [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- さやえんどう（露地）は道北部の上川盆地、道東の北見・十勝の沖積および段丘地、道央以南で栽培され、作型は春まき、晩春まき、初夏まき（いずれもマルチ）である。品種は「成駒30日」「30日絹莢」「白花砂糖」などである。また、スナックえんどうも下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は4 kgN/10a、分施肥量は2 kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する場合が多い。土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作、べたがけ被覆や光反射性マルチ栽培の実施で病虫害の発生を出来るだけ少なくし、化学合成農業の使用を削減する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策ではマルチ栽培や機械および手取り除草を導入する。

### ◎ 持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 10 そらまめ

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- そらまめは十勝支庁管内の豊頃町での栽培が大半で、それ以外には後志支庁管内の赤井川村と胆振支庁管内の伊達市、上川支庁管内士別市でわずかに栽培されている。作型は大半が露地栽培で、わずかにハウス栽培が見られる。品種は「陵西一寸」が主体である。
- 窒素施肥量の目安は10～15kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
連作を避ける。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類非集積型肥料への転換を図る。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作を行うとともに、光反射性マルチを利用する。ハウスでは近紫外線カットフィルム利用や防虫ネットを使用する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（露地）または 4 t/10a（ハウス）施用。 休閑または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用して土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1.1 ししとう

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ししとうは都市部周辺を中心に栽培されている。作型はハウス半促成、トンネル早熟、露地早熟がある。品種は「つばきグリーン」「東京千成2号」がある。
- 標準的な窒素施肥量は30kgN/10a程度である。  
作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・理化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では生物農薬の利用を進めるとともに、被覆栽培（近紫外線カットフィルム、トンネルなど）の実施で病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
雑草対策として、機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上（露地）または 4 t/10a（ハウス）施用。 前作物の後作緑肥、休閑または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 12-1 とうがらし（なんばん）[ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- とうがらし[なんばん]（ハウス）は道北および道央で栽培され、作型は半促成（ハウス・トンネル・マルチ）である。品種は「札幌大長ロングエース」「げきから」などである。
- 窒素施肥量の目安は基肥15kgN/10a、追肥は1回当たり5kgN/10a程度であり、収穫期間に応じて追肥回数を増やす。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。深耕や心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、適正輪作、生物農薬の利用、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
また、近紫外線カットフィルム利用や開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。  
連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1 2 - 2 とうがらし（なんばん）〔露地〕

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- とうがらし〔なんばん〕（露地）は道北および道央で栽培され、作型は露地早熟（マルチ）である。品種は「札幌大長ロングエース」「げきから」などである。
- 窒素施肥量の目安は基肥12kgN/10a、追肥は1回当たり5kgN/10a程度であり、収穫期間に応じて追肥回数を増やす。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、適正輪作、生物農薬の利用、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
また、連作障害回避のために緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や管理機による除草を行い除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

（留意事項） ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。



### 1 3 オクラ

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- オクラは、主に道央、道南および道北で栽培され、作型は半促成（ハウス・トンネル・マルチ）の移植または直播栽培が主体である。品種は「アーリーファイブ」「グリーンリード」「グリーンスター」などである。
- 基肥窒素施肥量の目安は15kgN/10a程度とし、有機質肥料や肥効調節型肥料を組み合わせる。追肥の目安は5kgN/10a程度で、基肥窒素量、草勢、収穫期間、収穫量などを十分に考慮し、適切に行う。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、被覆栽培（近紫外線カットフィルム、防虫ネット、トンネルなど）、アブラムシ対策として光反射性マルチの利用、生物農薬の利用、対抗植物の導入などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t / 10 a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1.4 にがうり（ゴーヤ）

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ニガウリは、主に道央、道南および道北で栽培され、作型は半促成（ハウス・トンネル・マルチ）の移植栽培が主体である。品種は「群星」「汐風」などである。
- 基肥窒素施肥量の目安は15kgN/10a程度とし、有機質肥料や肥効調節型肥料を組み合わせる。追肥の目安は5～10kgN/10aで、基肥窒素量、草勢、収穫期間、収穫量などを十分に考慮し、適切に行う。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸及び塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき施肥の適正化や土壌の改良に努める。  
また、周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策では、適正な輪作を行うとともに、被覆栽培（近紫外線カットフィルム、防虫ネット、トンネルなど）、アブラムシ対策として光反射性マルチの利用、生物農薬の利用、対抗植物の導入などにより病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t / 10 a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。